

(6) 健康でたくましい身体の鍛練

(7) 家族、郷土、祖国を愛するとともに、国際社会において信頼と尊敬を得る日本人、ということになろう。

ところで、身体に障害のあるものにとって、(6)項はどう考えればよいのであろうか。ひとりひとりの児童生徒に対してというからには、どうしてもゆるがせにすることはできまいと考える。思うに、これは、障害をのりこえて、あるいは、のりこえようとする意欲において、身体に「主」たる自己を確立することを自らに期待するあり方を実現するのでなくてはならないというのであろう。

さて、このような資質内容のあり方は、ただ単に児童生徒についてのみ期待すべきものであるだろうか。世の大人たちが、自らに期待し、児童生徒とともにかくあるように努めるべき目あてでもなければならぬと考える。いうならば、共志向性において受けとめなければならないと思う。国民教育の目的を規定した教育基本法第一条の示すところが、国民の一人一人が自らをそのように鍛え上げるべき指標として受けとめられるべきであると同断であると言わなければならない。

世には往々にして、望ましい人間像は、児童生徒、総じてこどもあるいは青少年に対して期待すべきものとのみ考える向きがないでもない。大人たちは、自らをそのように律していかなければならないことに思いを致さないのではないか。大人たちは、すでにこのように望ましい存在であると自らを持してよしとするのであろうか。国民教育の根本的弱点をそこに見る思いがするの、筆者だけではあるまいと思う。

それはとにかく、教育基本法制定後30年にして、教育をめぐる状況は、今回の答申の提唱する望まれるべき人間像の資質内容の条件に配慮しないではいられないものをもたらしたと見なければならぬであろう。

2. 教育をめぐる状況について

教育基本法を制定して、新生日本の国民教育の方向を定め、それに則って国民教育を展開してきたわ

けであったが、制定後20年にして、その第一条の内容は空洞化しようとして来た。その時点で、「期待される人間像」が中央教育審議会第十九特別委員会から報告されたのであった。それは、教育基本法を日本人の精神的風土に定着させるためというねらいをもち、国民一般とくに教育者その他、人間形成の任に携わる人々の参考として活用されるようにとの願いをもって、小冊子として刊行されたのであった。

(文部省広報資料33, 昭和41年11月発行)

ところが、当時はなほだ悪評をうけたのであった。その理由はいろいろあるであろうが、いわゆる上意下達の気分をともなって、「期待される人間像」を官制的に押しつけられるということに対する感情的反発があったことも否定できないものがあつた。

しかしながら、その後十数年を経た今日においてもなおその指摘する内容は新鮮かつ鋭いものがある。にもかかわらず、ほとんど無視されるような状況であつたと述べれば、言い過ぎであろうか。教育にたずさわる者は、十分にその具体化をはかったであろうか。一般に、機構による教育への過熱は、いよいよ私人による教育の衰弱をもたらし、一方学校教育においては、43年以降現行学習指導要領による教育が展開されたのではあつたが、根底的な問題、すなわち、望ましい人間像を正しく問い、その育成につねに具体的に心を砕くという問題の解決に迫るには、教育現場の意識にはへだたりがあつたように反省されるのである。教育の現代化などと称せられる動向も、——それはまことに重要なことなのであるが——表層をいたずらになぞるに過ぎなかつた感がある。このようにして、次に引用するような状況となつたことは、われわれお互いが見てきたところではないだろうか。すなわち、「昭和40年代の教育の深刻な問題として、その歪や不毛性がさまざまな表現で指摘されてきている。過保護ともやしっ子、甘やかしと甘え、非行、三無主義、受験競争(むしろ受験競争—筆者添記)、詰め込みと落ちこぼれ、学歴主義、人間喪失などである。そして、その解決対策への意見や希望もまた、さまざまに議論され、主張されてきている。学校教育の多様化と弾力化、家庭教育の重要性、社会・生涯教育の充実、学歴より実力の尊重、人間性の回復や人間の復権などである。」という